平成２２年（フ）第１７８８８号
千葉県市川市宝１丁目３－２－201
債務者　水嶋　由香（旧姓ドロ）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８９３号
東京都青梅市河辺町４丁目８－３　エスカイア100河辺第５　104
債務者　佐藤　益代
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８９６号
東京都江東区大島８丁目11－５－508
債務者　葛西　　守
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９９６号
東京都西東京市住吉町５丁目７－29　第一下田マンション102
債務者　矢野利江子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９９７号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保787－１　ライオンズマンション鶴瀬第３－409
債務者　木原くるみ
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９９８号
東京都豊島区千川１丁目30－５－101
債務者　寶舩　貴子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０２０号
埼玉県さいたま市南区文蔵３丁目13－16－108
債務者　大竹　智裕
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０２８号
東京都荒川区西尾久３丁目12－４
債務者　須藤　伸治
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０２９号
東京都杉並区高円寺北３丁目20－21　水野方
債務者　木村　　裕
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０３６号
埼玉県桶川市東２丁目９－17
債務者　小山　俊彦
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０３８号
東京都葛飾区西新小岩１丁目１－１－308
債務者　小林　　忠
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０４０号
東京都江戸川区南小岩６丁目16－21
債務者　鈴木　平一
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０４８号
東京都目黒区五本木２丁目９－20　草薙方
債務者　鈴木　　昇
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０４９号
東京都世田谷区弦巻５丁目９－６－23
債務者　熊谷　高和
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０５０号
東京都世田谷区弦巻５丁目９－６－23
債務者　熊谷　直樹
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０５２号
東京都練馬区東大泉６丁目35－２－305
債務者　須藤　　博
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部